

災害対策基本法第百二条第一項の徴収金等の範囲を定める 省令の一部を改正する省令の概要

1. 制度概要

災害対策基本法第 102 条第 1 項では、災害対策債の発行対象となる地方公共団体が、地方財政法第 5 条（建設公債主義）の例外として、災害予防、災害応急対策又は災害復旧で総務省令で定めるものに通常要する費用で、当該団体の負担に属するものの財源とする場合、災害対策債を発行できることとしている。

2. 改正内容

災害対策債の発行対象となる災害（令和 2 年 7 月豪雨）への対策について、予備費及び補正予算で措置されたなりわい再建支援事業（国の補助率が三分の二の場合に限る。）を対象に加えることとするもの。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行：令和 3 年 2 月下旬